資料11

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値(案)に対する意見募集の実施 結果について(案)

> 平成27年 月 日 環境省水・大気環境局 土壌環境課農薬環境管理室

- 1. 意見募集の概要
- (1)意見募集の周知方法
 - ・関係資料を電子政府の総合窓口(e-Gov)及び環境省ホームページに掲載
 - ・記者発表
- (2)意見募集期間

平成27年1月13日(火)~平成27年2月12日(木)

- (3)意見提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メール
- (4)意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

- 2. 意見募集の実施結果
- (1)意見提出件数 : 2通(2件)
- (2)提出された御意見と御意見に対する考え方: 別紙の通り

(別紙)

1 食品に残留する農薬については 「農薬取締法第3条第1号第4項から第 ARfDに基づく短期暴露評価が導入さ 掲げる場合に該当するかどうかの基準を れましたが、飲料水についても短期 間に大量に摂取した場合の影響を評	を定める等の 346 号)第4 留基準につい
悪影響が生じないように、との慢性影響 公共用水域の農薬の濃度として設定して 御指摘の短期曝露については、急性影響 きとの御意見と考えますが、これまでに登 値を設定した農薬の環境中予測濃度を踏 常の使用方法では公共用水域の農薬濃度 慮するほど高濃度となる可能性は低いと す。 公共用水域において高濃度となる場合 故等で農薬が一度に大量に公共用水域に	でいます。 響を考慮すべ 登録保留基準 沓まえると、通 ぎが ARfD を考 と考えられま 合としては、事
ースが想定されますが、農薬取締法第3名 号に定める登録保留基準の考え方「申請語い一般的に使用されるとした場合に、多の使用に伴うと認められる公共用水域のが生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用がて人畜に被害を生ずるおそれがあるときいことから、現時点では急性暴露評価の認は低いものと考えます。 御意見は今後の参考とさせていただきます。 か質汚濁に係る登録保留基準値につい といい、水質等がありますので、一律の規制は、避けるべきです。もちるん、合理的に思案することが、肝 とないような公共用水域における濃度 しており、湧き水の量の多少や水質にはなる。	書の記載に従るの場合、 の水質のとじめで が原としてのいと を は、 のか原として が原として が原として が原として は、 のかののと は、 のかのののので は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして は、 ののして ののして ののして ののして ののして ののして ののして ののし
要です。 ものと考えます。	